

会 議 録

会議の名称	白岡町自治基本条例策定審議会（第3回）
開 催 日	平成23年3月9日（水）
開催時間	午後6時54分 から 午後8時37分 まで
開催場所	役場庁舎 3階 庁議室
会長の氏名	会 長 興 淳明
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	副会長 堀 富夫 委 員 市川憲子 委 員 岩上 賢 委 員 内山欣春 委 員 田中幸雄 委 員 中太利明 委 員 仲丸教子 委 員 齊田洋三 委 員 齋藤信治
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	委 員 関山功一
説明員の職・氏名	秘書広聴課 課 長 高澤 利光 課長補佐 河野 彰 主 査 岩楯 浩志 主 任 神田 晶子
事務局職員の職・氏名	秘書広聴課 課 長 高澤 利光 課長補佐 河野 彰 主 査 岩楯 浩志 主 任 神田 晶子
その他会議出席者の 職・氏名	なし
会議次第	別添のとおり
配布資料	なし

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河野課長補佐	1 開会（１８：５４） 開会を宣する。
興会長	2 会長あいさつ（１８：５５）
	3 議題（１８：５５） 自治基本条例策定審議会条例第６条第１項の規定により、興会長が議事を進行する。
興会長	(1) 条例原案についての調査審議 前回行ったように、一条ずつ審議していく方法で進行する。第９条から審議する。それでは、第９条について事務局に説明を求める。
岩楯主査	第９条で規定している内容と、第９条に対する委員からの意見及び事務局の対応案を説明する。
興会長	事務局のただ今の説明に対し、意見等があればお願いします。
Ａ委員	「公表するよう努める」だと、努力はするが公表できなかったという場合もあると思うので、公表することに重点を置き、「公表する」と断定表現にしているかどうか。
高澤課長	公表については様々な方法があり、例えば、公表していても、それを「公表したうちに入らない」などと、評価が分かれてしまうものについては、断定表現にはせず、「努める」で整理している。 「努める」という表現にしたからと言って、公表していない訳ではなく、現に人事や財政の状況などについて広報紙で公表している。
興会長	他にはあるか。

B委員	第9条第3項に規定している内容は、どこの自治体でも長の執行権の範ちゅうで実施していることであるので、第1項の規定に包含できると思う。自治基本条例は理念条例であるので、第3項にある具体的な内容まで細かく規定することはないと思う。第3項を削ってはいかがか。
高澤課長	公募の町民の組織であるつくる会での議論から、健全な財政運営につながるので、あえてここでは規定することになったが、B委員のおっしゃるとおり、町長には包括的な執行権があり、当然の内容である。他の委員のご意見も伺いたい。
C委員	第9条第3項の前半部分については、行政側から見て当然の内容であるなら削除し、後半の、費用対効果の部分については、町民側から見れば大事なことであるので、残していただきたい。
B委員	事前に出ている委員の意見は、費用対効果を前面に出し、強調しすぎると福祉につながらないという趣旨だと思う。 私は、長の具体的な仕事の中身、執行権にまで踏み込むべきではなく、理念として掲げれば良いと考える。
高澤課長	今のご意見を参考に、次回の審議会で修正案を示したい。
興会長	先に進んでよろしいか。
出席委員	了承する。
興会長	事務局に第10条について、説明を願う。
岩楯主査	第10条で規定している内容と、第10条に対する委員からの意見及び事務局の対応案を説明する。

興会長	質疑等があれば受け付ける。
D委員	「効果的」というのは、少ない労力で効果を挙げることであるが、ここでは、職員の精神について述べているので、私は原案のままでお願いしたい。
E委員	言葉の問題だと思う。サラリーマンは効率を求められており、効率を求められると余裕がなくなってくる。私個人としては、余裕がなくなるとギクシャクしてくると思っているので、効率という言葉は好きではない。無駄と思えることであっても、最終的には無駄ではなく、急がば回れだと思うので、結果が良ければ良いのではないかと考えた。
D委員	効率をどのように解釈するかによると思う。町民が期待することにはできるだけ短時間でこたえることも必要だということで「効率的」となったが、求めていたのは効果の方である。「効率」の解釈にもよるが、大きな違いはない。
E委員	言葉の問題になってしまうと思う。
高澤課長	民間に比べて公務員には甘さがあるという認識からこの言葉になったと推測する。当初、「効果的」に修正する事務局案を出したが、今の議論を聞くと、「効率的」にもいろいろあることが分かったので、原案に戻しても良いか。
E委員	言葉にあまりこだわるべきではないが、効率性を追い求めて福祉につながなくなることを懸念した。原案のとおりで良い。
B委員	私は、効率をあまり行政に持ち込みたくないので、事務局案に賛成である。
F委員	都市計画の現場確認に、職員が何人も来て疑問に思うことがあった。それを考えると、私は原案のままで良いと思う。
G委員	「効率的」は、「効果的」よりはきつい表現だと思うが、「誠実かつ効率的に」

	とあるので、原案どおりで良いと思う。民間と行政ではニュアンスが違う気がする。
高澤課長	今までのご意見の妥協案として、効率一辺倒の懸念があるのであれば、「効率性を重視して職務を遂行しなければならない」としてはいかがか。
興会長	ご自由にご発言願う。
C委員	私たちの考え方だけでなく、次の若い世代やいろいろな年代人へのメッセージとして伝えるために、「効率的」を使った方が伝わりやすいと思う。
F委員	明らかな無駄を省くには、「効率的」の方が良い。書いてあれば伝えやすい。
興会長	H委員、いかがか。
H委員	「効率的」とすると結果を出すイメージがある。また、全体を考えると、原案どおりで良い。
興会長	I委員、いかがか。
I委員	私は、逆に、「効率的」より「効果的」と言った方が強い気がする。
A委員	私も「効率的」よりは「効果的」の方が、結果を求めすぎてしまう気がする。
高澤課長	内容説明に付け加えることも検討したい。
興会長	特別になければ、現段階では原案どおりとし、後に全体の整合性を見ながら整理するということで、先に進めてよろしいか。
出席委員	了承する。

岩楯主査	第１１条 については、特に委員からは意見等がなかったので、内容のみ説明する。
興会長	特別に意見などがあればお受けする。いかがか。
出席委員	特になし。
岩楯主査	第１２条 については、特に委員からは意見等がなかったので、内容のみ説明する。
興会長	ご意見があればご発言願う。
出席委員	特になし。
岩楯主査	第１３条 についても、特に委員からは意見等がなかったので、内容のみ説明する。
興会長	説明が終了した。ご意見等を受け付ける。
C委員	言い回しについて伺いたい。「及び」について、他の言い方はできないのか。
高澤課長	法制上の書き方である。連携したり、協力したりすることについては、このように「及び」でつなげる。
E委員	第１２条に戻ってよろしいか。主語が「行政は」となっているが、議会は入らないのか。
高澤課長	執行機関と議決機関の区別がある。事務の執行は、長を始めとする行政であるので、「行政は」となっている。

興会長	先に進んでよろしいか。
出席委員	了承する。
岩楯主査	第14条 についても、特に委員からは意見等がなかったので、内容のみ説明する。
興会長	ご意見があれば受け付けるが、特にないようなので先に進む。
出席委員	了承する。
岩楯主査	第15条 の内容と、第15条に対する委員からの意見及び事務局の対応案を説明する。
興会長	ご意見があれば願う。
E委員	考え方を讀んだ。提案等を尊重しても公開しないことがあるのか。それとも、「提案を尊重する」＝「公表する」ことになるのか。
高澤課長	第2項と第3項の考え方について述べる。第2項では、町長への手紙制度をイメージしている。第3項では、パブリックコメントをイメージし、計画等ができたので、それについて意見をいただくものである。いずれにせよ、ここでは、何らかの形で提案をいただければ、それを尊重し、それに対する考え方を公表するというものである。しかし、第2項と第3項が結びついているのではない。
C委員	主語が「行政は」となっているが、通常、主語になり得るのは、「人」ではないのか。組織そのものが実行力の主体とはなり得ないのではないのか。よって、「町長は」として良いのではないのか。

高澤課長	第2条で行政を定義しているが、行政の中には、農協委員会や教育委員会のように委員個人ではなく、合議体のものが執行機関となっている。したがって、「町長または教育委員会などの事務執行機関は」という意味であり、組織自体とはニュアンスが違う。
C委員	組織が何かを約束するというよりは、人を主語にさせていただいた方が、人が行動の主体となるので、責任の所在も分かり、安心する。行政という言葉についても違和感があり、分かったようで分かっていない。私は、「町長は」、「職員は」と言うように、主語は人が良いと思っている。
高澤課長	町長は人であるが、教育委員会などの執行機関は、委員の合議体であり、委員一人ひとりではない。行政という言葉置き換えるとすると「執行機関は」となる。
C委員	行政だと範囲が広すぎてしまうので、まだ、執行機関の方が良い。
興会長	他にあるか。
出席委員	特になし。
興会長	ないようなので次に進む。第16条について事務局から説明を求める。
岩楯主査	第16条 についても、特に委員からは意見等がなかったので、内容のみ説明する。
興会長	第16条についてはいかがか。ないようなので次に進んでよろしいか。
出席委員	異議なし。
岩楯主査	第17条 の内容と、第17条に対する委員からの意見及び事務局の対応案を

	説明する。
興会長	第１７条についてはいかがか。ないようなので次に進んでよろしいか。
出席委員	異議なし。
岩楯主査	第１８条 の内容と、第１８条に対する委員からの意見及び事務局の対応案を説明する。
興会長	事務局からの説明が終了した。ご発言を求める。
C委員	「こども」は、語感から幼い感じを受ける。条例は法律なので、重いものだと思う。受取る側に伝わらなければ意味がない。幼い児童など、参画できない人ではなく、もう少し大きい人を想定しているのであれば、次世代とこどもという言葉が合っていない。３０代、４０代であっても、親から見たこどもというのであれば、「青少年」がいいと思った。
高澤課長	過去の経緯を話す。「こども」と言うと、低学年や未成年など、人によって受け止め方がいろいろ違うので、１８歳ぐらいまでを想定し、「こども」と表記した。
C委員	「こどもたち」とはしないのか。
E委員	ここについては、選挙権がなく町に積極的に参画できない人のイメージで読んだ。その子どもたちが活動の中心になっていくと捉えた。
I委員	解釈の問題だと思う。
D委員	こどもについては、つくる会でもかなり議論した。将来を見据えた時、１８歳前後の若い人にいろいろ経験し、まちづくりを担っていく認識を持ってもら

	うため、また、白岡町らしさとして残した項目である。
A 委員	町の環境基本条例にも、次世代を担うこどもと書いてあった気がする。18 歳くらいまでの人と捉えていたと思うので、自治基本条例も原案どおりでよいと思う。
興会長	他にご意見がなければ、最終的に全体について整合性を取るということにして、先に進めて良いか。
出席委員	異議なし。
岩楯主査	第 19 条 の内容と、第 19 条に対する委員からの意見及び事務局の対応案を説明する。
興会長	ご意見をどうぞ。
B 委員	住民投票の実施要件だが、18 歳以上としていることに反対はしない。しかし、常設型の住民投票条例を別に定めるのであれば、ここでは具体的な数等を決めるのではなく、別に定める条例で詳細を規定すれば良い。条例の形式として、第 15 条第 5 項でも別に定めると言っているので、詳細は、別の条例に定めれば良い。住民投票については、地方自治法の改正の議論でも挙がっており、地方自治法が改正されれば、条例より地方自治法が優先されることなので、別途条例をつくるのであれば、ここまで具体的に決める必要はないと思う。
高澤課長	確認だが、第 2 項以降を細かく規定する必要がないというご意見か。
B 委員	そうである。
高澤課長	地方自治法を改正する議論の中で、総務省が住民投票についての規定ができると発表している。大規模施設ができる場合に住民投票ができるなど、住民投

	票を実施して住民の意向を確認する制度に改正する動きがある。 今のご意見は、国の制度自体が改正された場合に、この規定が馴染まないというご指摘だと思うが、他の自治体の自治基本条例を見ても、住民投票の規定については様々である。
興会長	ここには事務局の見解が述べられているが、方向性はいかがか。
F 委員	自治基本条例の中で住民投票を規定するならば、原案の内容くらいはあっても良いと思う。
E 委員	今、我々がしようとしているのは、町の憲法をつくろうということなので、憲法が他の法律のように簡単に改正できないように、自治基本条例も簡単には改正ができないのではないかと。そうであれば、重みをどこまで持たせるかである。ここまで書かないとすると、議論が必要である。最低限の内容は規定した方がよい。特に、18歳にこだわるのであれば規定した方がよい。
高澤課長	自治基本条例の改正の話だが、条例であるので改正はできる。改廃という項目で、時代に合わせて見直し、改廃できることになっている。先程のB委員のご意見は、本来の条例制定の規定方法についてのご意見であり、内容についてではないと思う。
B 委員	条例の形式の問題として言っている。常設型の住民投票条例を別に定めるとのことなので、自治基本条例の中に、具体的な要件を入れるのは、本来の条例の形式ではないと述べた。
興会長	他にご意見はあるか。特になければ、住民投票に対する方向性を示してほしい。
高澤課長	自治体により規定の仕方についてまちまちである。技術的なこともあるが、あとは委員の皆さんの書きたい気持ちによる。

A 委員	私は、原案のとおり規定した方が良いと思う。
G 委員	他の自治体では、あまり 3 分の 1 などの規定がないように思うが。
高澤課長	5 分の 1 など、自治体によってまちまちである。
G 委員	私は原案どおりでよいと思う。
B 委員	よろしければ、この部分については先送りにし、残りの全部を審議しては いかか。
興会長	この部分についてはご提案のとおり、原案のままとし、総括的に後で再検討 してはいかか。
出席委員	了承する。
岩楯主査	第 2 0 条 の内容と、第 2 0 条に対する委員からの意見及び事務局の対応案を 説明する。
興会長	ご意見がある方はご発言願う。特になければ次に進む。
出席委員	異議なし。
岩楯主査	第 2 1 条 について、特に委員からは意見等がなかったので、内容のみ説明す る。
興会長	特に意見がなかったので、このとおりとして先に進む。
出席委員	異議なし。

岩楯主査	第22条 について、特に委員からは意見等がなかったので、内容のみ説明する。
興会長	特に意見がないようなので、附則についてご説明願う。
岩楯主査	附則 について、内容のみ説明する。
高澤課長	補足する。この条例案を6月に上程し、議決されると10月に施行される。住民投票の部分については、詳細を決めなくては住民投票が実施できないため、住民投票条例を策定するための猶予期間を設けている。
興会長	事務局による説明が終了した。ご意見等があれば願う。
出席委員	特になし。
高澤課長	条文についてはすべて終了したが、事前にいただいた意見のうち、総括的なものについては、次回の審議会の冒頭に行うこととしたい。
興会長	能率的に、次回の本題に入るようにするということである。それでよろしいか。
出席委員	異議なし。
神田主任	(2) その他（20：33） 第2回会議録を配付した。発言要旨をまとめたものである。発言した意図が書かれているかご確認いただきたい。修正等があれば、来週3月16日（水）までに事務局へ御連絡いただきたい。公表する場合には、発言された順に、A委員、B委員というように表記する。 なお、第1回会議録については、ご意見等がなかったので、明日、ホームページに掲載する予定である。

河野課長補佐	次回の会議は、再来週の３月１６日（水）の１９時から、この会場で開催する。議事の内容は、事前に委員の方からいただいている意見の、Ｎｏ．２４からの意見と、保留としていることについてである。その後、３月１１日まで実施しているパブリックコメントについて報告する。なお、外国人に対するご意見が多い。 また、答申案について、どのように答申するか、条文形式なのか、意見として出すのかについて、方向性を決めていただく。 ４ 閉会（２０：３７）
河野課長補佐	閉会を宣する。

白岡町自治基本条例策定審議会第3回会議 次第

日時 平成23年3月9日（水）

午後7時～

場所 庁舎3階 庁議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 条例原案についての調査審議
- (2) その他

4 閉 会